

令和6年4月25日

第34回指宿市農業委員会会議録

指宿市農業委員会

第34回指宿市農業委員会会議録

- 1 令和6年4月25日(木) 午後3時30分～
於：県南薩地域振興局指宿庁舎（3階会議室）

議事日程

報告第 1 号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第 2 号 農用地あっせん申出の取下げについて

議案第 1 号 「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について
(所有権移転分)
(利用権設定分)

議案第 2 号 「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定について

議案第 3 号 「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について

議案第 4 号 「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定について

議案第 5 号 「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定について

議案第 6 号 農用地あっせん申出について

議案第 7 号 利用状況調査に係る非農地判断について

その他

1 出席委員

農業委員

1 番 蓑 田 六 雄	2 番 松 木 茂 久	3 番 田 中 健 一
4 番 西 山 昭 二	5 番 澤 山 建 志	6 番 西川路 利 広
7 番 下 吉 一 郎	8 番 田 代 繁 樹	9 番 永 吉 正 文
10 番 内 藺 光 弘	11 番 西 村 久 則	12 番 徳 留 幸 信
13 番 井 手 康 則	14 番 奥 村 祐 樹	15 番 井 元 清 八郎
16 番 前 田 真津美	17 番 生 川 裕 也	18 番 濱 田 保
19 番 川 畑 ゆりえ		

農地利用最適化推進委員

20 番 川 畑 淳 一	21 番 上 拂 忠	22 番 田之上 洋
23 番 濱 田 卓 郎	24 番 徳 留 力 雄	25 番 廣 森 修
26 番 住 吉 俊 光	27 番 大 迫 恵 太	28 番 物 袋 唱 二
29 番 湯之上 大 幸	30 番 南 圭 司	31 番 小 村 亮 太
32 番 藏 藺 堅 志	33 番 塚 田 幸 美	34 番 石 嶺 義 孝
35 番 前 田 剛	36 番 上 赤 政 行	37 番 坂 本 三 好
38 番 鐘 撞 望		

1 小委員長

18 番 濱 田 保

1 欠席委員

なし

1 遅刻委員

なし

1 早退委員

なし

1 当議事に参与する出席者

指宿市農業委員会事務局長

小 吉 建 治

主幹兼農地総務係長

前 村 修

農地総務係主査

榑 原 かおり

主幹兼振興係長

前 田 昭 市

振興係主事

藤久保 宏 実

振興係主事

今 吉 蓮 樺

主幹兼地域計画係長

向 吉 真 一

地域計画係主査

宮 崎 美 里

1 当議事書記

指宿市農業委員会事務局主幹兼農地総務係長

前 村 修

1 開会 午後3時30分

事務局	全員、ご起立ください。 一同礼。 指宿市農業委員会憲章の唱和をいたします。 (唱和) ご着席ください。
議長	ただいまの出席人員は、定足数に達しておりますので、これより第34回指宿市農業委員会を開会いたします。 本日の議事録署名委員に「17番委員」と「19番委員」を指名いたします。 早速、議題に入ります。 報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についてを、議題といたします。 事務局に説明を求めます。
事務局	報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についての説明をいたします。 議案書の1ページをお開きください。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 以下については、お目通しください。
議長	ただいま、事務局の説明のとおりであります。 次に、報告第2号農用地あっせん申出の取下げについてを、議題といたします。 事務局に議案の説明を求めます。
事務局	報告第2号農用地あっせん申出の取下げについての説明をいたします。 議案書の4ページをお開きください。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 取下げ理由は、譲受人が見つかり、あっせんの必要がなくなったためです。
議長	ただいま、事務局の説明のとおりであります。 次に、議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、所有権移転分を議題といたします。 事務局に議案の説明を求めます。
事務局	議案書の5ページをお開きください。 今月の議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、所有権移転分は、1件でございます。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明)

議長	今回の所有権移転分につきましては、すべて経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われます。 皆様のご審議をよろしくお願いいたします。 ただいま、事務局の説明のとおりであります。 それでは、議案第1号の所有権移転分1番について、ご審議願います。
委員 議長	ご質疑、ご意見はございませんか。 「なし」の声あり。 議案第1号のうち所有権移転分については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員 議長	「異議なし」の声あり。 ご異議なしと認めます。 よって、議案第1号のうち、所有権移転分については、原案のとおり承認することに決定いたします。 次に、議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、利用権設定分を議題といたします。 事務局に議案の説明を求めます。
事務局	今月の議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、利用権設定分は、議案書の6ページから10ページまでの17件で、うち新規が16件、再設定が1件となっています。 議案書の6ページをお開きください。 (番号1を議案書のとおり読み上げ説明) 以下については、お目通しください。 なお、10ページの総合計は30筆、37,794㎡です。 今回の利用権設定分につきましては、すべて農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
議長	皆様のご審議をよろしくお願いいたします。 ただいま、事務局の説明のとおりであります。 それでは、議案第1号のうち、利用権設定分の1番について、ご審議願います。 これにつきましては、会議規則第25条の規定に基づき、11番委員の退席を求めます。 (11番委員の退席を確認) ご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。

議長	議案第1号のうち利用権設定分の1番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。
	よって、議案第1号のうち利用権設定分の1番については、原案のとおり承認することに決定いたします。
	(11番委員の復席を確認)
	次に、議案第1号のうち、利用権設定分の2番から10ページ17番までは、一括審議願います。
	ご質疑、ご意見はございませんか。
15番委員	17番について、使用貸借の設定の理由を教えてください。
事務局	管理のみで十分ということで使用貸借の設定となっております。
議長	ほかにご質疑、ご意見等はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第1号のうち利用権設定分の2番から17番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。
	よって、議案第1号のうち利用権設定分の2番から17番については、原案のとおり承認することに決定いたします。
	次に、議案第2号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画」に係る意見聴取決定についてを、議題といたします。
	事務局に議案の説明を求めます。
事務局	今月の議案第2号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画」に係る意見聴取決定は4件で、全て新規となっています。 それでは、議案書の11ページをお開きください。 (番号1を議案書のとおり読み上げ説明) 以下については、お目通しください。 なお、本議案については、農地中間管理機構が、農地利用集積等促進計画作成にあたり、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定において、市町村に対し農用地利用集積等促進計画の案を作成し、農地中間管理機構に提出するよう求めることができとなっております。同法第19条第3項の規定において「市町村は、農地利用集積等促進計画案作成にあたり必要があると認めるときは、農業委員会の意見を

	聴くものとする。」となっていることから意見聴取を求めるものです。
	以上で説明を終わります。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	ただいま、事務局の説明のとおりであります。
	それでは、議案第2号のうち1番と2番について、ご審議願います。
	ご質疑、ご意見はございませんか。
3番委員	1番と2番について、借人は多くの農地を管理していると思いますが、以前、管理が不適切であると指摘されたことがありました。その後改善が無いのであれば、借人にふさわしくないと思いますが、事務局の考えを教えてください。
事務局	借人は、所有農地と借りている農地を含めて、多くの農地を管理していますので、管理の不適切については、全て把握できておりませんが、担い手農家として尽力されており、荒廃農地の再生事業にも積極的に取り組んでいる方ですので、ふさわしい方だと考えます。
議長	ほかにご質疑、ご意見等はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第2号のうち1番と2番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。
	よって、議案第2号のうち1番と2番については、原案のとおり承認することに決定いたします。
	次に、議案第2号のうち3番と4番について、ご審議願います。
	これにつきましては、会議規則第25条の規定に基づき、14委員の退席を求めます。
	(14番委員の退席を確認)
議長	ご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第2号のうち3番と4番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。
	よって、議案第2号のうち3番と4番については、原案のとおり承認することに決定いたします。
	(14番委員の復席を確認)
	次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定

小委員長

についてを、議題といたします。

これにつきましては、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

4月8日の転用調査時に私と28番委員、35番委員、事務局3名の計6名で現地聞き取り調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請に基づき現地確認と聞き取り調査を行った結果、譲受人は、意欲的に営農に取り組んでおります。

1番、6番、7番は親族からの贈与、2番から5番は売買、8番から14番は知人からの贈与で、いずれも贈与税に関しては理解しているとのことです。

14件のうち6番は、住宅に隣接する農地で、所有権移転の特例を適用した申請となっておりますが、いずれの申請地も面的にまとまった農地を分断するようなこともなく、周辺への影響はないものと思われま

す。
最後に、農地法第3条調書及び位置図、字図につきましても、審議資料の1ページから42ページに添付してありますように、すべての案件に係る農地法第3条第2項の各号の判断につきましても、農地法第3条調書のとおり、すべての案件が、前述の各号には該当せず、許可要件のすべてを満たしているものと小委員会では判断いたしましたが、審議資料等をご参照のうえ、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

議長

現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。

それでは、議案第3号のうち1番について、ご審議願います。

これにつきましては、会議規則第25条の規定を準用して、21番委員の退席を求めます。

(21番委員の退席を確認)

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第3号のうち1番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号のうち1番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(21番委員の復席を確認)

次に、議案第3号のうち2番から15ページ14番まで、一括審議願

	います。
	ご質疑，ご意見はございませんか。
15番委員	8番と9番の譲受理由が贈与となっていますが，交換の間違いではないですか。
	また，10番，12番，13番，14番の譲受理由が知人への贈与となっていますが，その理由を教えてください。
事務局	8番と9番の理由については，贈与で間違いありません。お互いが納得した上で申請がなされたものです。
	また，10番，12番，13番，14番の譲受理由については，所有者が，現在の耕作者に贈与しても良いということで，知人への贈与となっております。
議長	暫時休憩いたします。
	休憩前に引き続き，会議を再開いたします。
	ほかにご質疑，ご意見等はございませんか。
2番委員	10番は，あっせんに出ていた農地で，今回あっせんを取下げて贈与となっていますが，経緯について詳しく教えてください。
4番委員	10番の農地のうち2筆は荒廃化しており，立地条件もあまり良くないところです。今回，あっせんに出ていた農地もまとめて譲り受けて，荒廃化した農地を再生し，一体的に耕作するようです。
議長	ほかにご質疑，ご意見等はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第3号のうち2番から14番については，原案のとおり承認することに，ご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。
	よって，議案第3号農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち2番から14番については，原案のとおり承認することに決定いたします。
	次に，議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定についてを，議題といたします。
	これにつきましても，小委員会で調査にあたっておりますので，現地調査の報告を求めます。
小委員長	これにつきましても，同メンバーで現地調査を行いましたので，ご報告いたします。
	申請者，土地の所在地，地目，面積等は議案にお示しのとおりです。
	番号1番です。転用目的は，一般住宅です。

議長

委員
議長

委員
議長

小委員長

審議資料の43ページをお開きください。

申請地は、 から西へ370m行った農地で、東と南は畑、西は里道、北は宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は、借家住まいであることから、自己所有地である申請地に自己の居住用一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状のままで、自己所有の隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

なお、申請面積が一般住宅の転用の目安である500㎡を上回っていることから、今回理由書が提出されております。

また、申請地を分筆し、農地として残しても有効利用が見込めないことから、小委員会ではやむを得ないと判断したところです。

以上報告のとおり、小委員会では、転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。

それでは、議案第4号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見等はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第4号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定についてを、議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。

議長

番号1番です。転用目的は、貸駐車場です。

審議資料の44ページをお開きください。

申請地は、XXXXXXXXXXから南東へ270m行った農地で、東は市道、西は畑、南は宅地、北は雑種地に接しています。

農地区分、許可事項については、都市計画法に規定される、用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は、現在、店舗を建築中で、店舗用の駐車場が不足することから、申請地を取得し、貸駐車場を整備する計画です。

土地の形状については現状のままで、整地転圧のみを行い、構造物の建設も無いことから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上報告のとおり、小委員会では、転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。

それでは、議案第5号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見等はございませんか。

委員
議長

「なし」の声あり。

議案第5号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第6号農用地あっせん申出についてを、議題といたします。

事務局

事務局に議案の説明を求めます。

議案書の18ページをお開きください。

議案第6号農用地あっせん申出の売渡・貸付をご説明します。

今月は、売渡申出が10件でございます。

(番号1を議案書どおり読み上げ説明)

以下については、お目通しください。

なお、見取図、地籍図につきましては、審議資料の45ページから63ページに掲載しています。

以上で説明を終わります。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

	す。
議長	ただいま，事務局の説明のとおりであります。 それでは議案第6号について，ご審議願います。 ご質疑，ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	ご質疑なしと認めます。 このあっせん申出につきましては，事務局としてあっせん委員を選出されていると思いますので，事務局案の発表をお願いします。
事務局	それでは，あっせん委員の事務局案を申し上げます。 議案書の18ページをお開きください。 番号1は25番委員と6番委員。 番号2から番号4は24番委員と5番委員。 番号5は30番委員と11番委員。 番号6は35番委員と16番委員。 番号7と番号8は38番委員と19番委員。 番号9の上から2筆は26番委員と7番委員。 番号9の下から1筆と番号10は21番委員と3番委員。 以上，事務局案として提案いたします。 皆様のご審議をよろしく願いいたします。
議長	ただいま，事務局案が発表されました。 それぞれ各委員は，よろしいでしょうか。 （各委員了解あり） それでは，議案第6号は原案のとおり承認することとし，あっせん委員は，事務局案のとおり決定いたします。 次に，議案第7号利用状況調査に係る非農地判断についてを，議題といたします。
事務局	事務局に議案の説明を求めます。 議案第7号利用状況調査に係る非農地判断についての説明をいたします。 議案書は20ページから21ページになります。 今回の対象地域は，玉利公民館西側，玉利配水池周辺及びゆのさと台公園周辺です。 （番号1を議案書どおり読み上げ説明） 以下については，お目通しください。 今回の非農地判断につきましては，農地法第30条に基づく利用状況調査により，農地に復元して利用することが困難と見込まれる土地とし

	て分類された農地について、農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当するか否かの判断を行うため、先月、事務局で現地確認の再調査を行いました。 その結果、議案書に記載の農地は山林の様相を呈しているなど、農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれることから、農地に該当しない土地であることが確認されました。 よって、28筆16,329㎡の農地につきましては、農地に該当しない土地、いわゆる非農地としての判断について、承認を求めるものです。 なお、非農地判断後に農地復元等が確認された場合は、改めて農地台帳に登載することとなります。 以上で説明を終わります。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	ただいま、事務局の説明のとおりであります。 それでは、議案第7号について、ご審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。
委員 議長	「なし」の声あり。 議案第7号については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。
委員 議長	「異議なし」の声あり。 ご異議なしと認めます。 よって、議案第7号利用状況調査に係る非農地判断については、原案のとおり承認することに決定いたします。 本日の議題は、これで終了いたしました。 ほかにはございませんか。
委員 議長	「なし」の声あり。 ほかになければ、その他に入ります。 その他について、事務局の説明を求めます。
事務局	その他について、ご説明いたします。議案書の22ページをご覧ください。 その他（議案書22ページを参照して説明） 1. 一時使用届について 2. 4月の行事報告 3. 5月の行事予定等
議長 委員	ほかにご覧いただけますか。 「なし」の声あり。

議長

ほかにはないので、本日の委員会に付議されました案件は全て終了いたしました。

事務局

これをもちまして、第34回指宿市農業委員会を閉会いたします。

全員ご起立ください。

一同礼。

(閉会 午後4時28分)

指宿市農業委員会会長 蓑田 六雄

議事録署名委員 17番委員 _____

議事録署名委員 19番委員 _____

